

グループ法人に係る税制措置

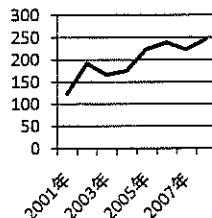
参考資料

我が国企業を取り巻く経済環境に対し、分社化や完全子会社化等によるグループ経営の活用を通じて対応する取組みを阻害しないようにするため、グループ経営の実態を反映した税制を整備する。

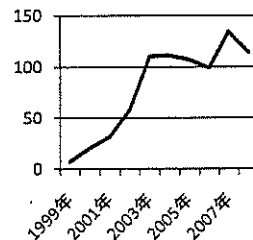
現状

- ・ 企業経営をめぐる環境が激しさを増す中、意思決定の迅速化のための分社化や完全子会社化等による、企業グループの一体的運営が進展。
- ・ 最近では、100%子会社として子会社の独立性を活かしながらグループ統合のメリットを追求する傾向が顕著。

グループ内の会社
分割利用件数
(分社化)



完全子会社化
実施件数
(グループ一体化)



- ・ 2002年の連結納税制度創設以降、7年経過し、導入企業グループ数は、2007年時点で685グループとなっているが、課税所得ベースで日本はアメリカの1/7の導入状況。(全企業の課税所得の中の連結納税導入企業の課税所得割合。日本7%、アメリカ53%)
- ・ また、連結納税制度以外にグループの一体性に着目した税制が整備されていない。

(参考) 企業グループの統合・再編を円滑化する税制の詳細な論点については「資本に係る取引等に係る税制についての勉強会」で取りまとめた『資本に係る取引等に係る税制についての論点』を参照。
(<http://www.meti.go.jp/committee/summary/0004594/index04a.pdf>)

参考資料

グループ法人単体課税制度(仮称)

- 新会社法、組織再編制度、連結会計制度等を背景として、グループ法人の一体的運営が進展している状況を踏まえ、実態に即した課税を実現できるよう、税制のあり方について検討する必要がある。
- グループ法人に対する課税の取扱いとして、現在、所得通算を前提とする連結納税制度があるが、今般、所得通算を前提としない「グループ法人単体課税制度(仮称)」の創設が検討されている。

	右税制の対象とならない グループ	連結納税制度	グループ法人単体課税制度(仮称)
適用	—	選択制	自動(強制)適用が考えられる。
グループの範囲	(例) 親会社とその100%未満の子会社	親会社とその100%子会社(親会社に発行済株式の全部を直接または間接に保有される法人)	親会社とその100%子会社とすることが考えられる。なお、各個別制度においては、その制度趣旨・内容に応じて対象者の範囲等を検討することとなる。
グループ内の各社の所得通算	所得を通算しない。	所得を通算する(グループ内に欠損法人がいれば連結所得は減少)。	所得を通算しない。
グループ内の一定規模の資産(1,000万円以上の土地、株等)の譲渡取引の譲渡損益	当該資産の移転等の際に計上する。	当該資産の連結グループ外への移転等の際まで計上を繰り延べる。	当該資産のグループ外への移転等の際まで計上を繰り延べることが考えられる。
グループ内の寄附	寄附金の支出側は一般寄付金枠の範囲内で損金算入、受け手側は益金算入。	寄附金の支出側は損金不算入、受け手側は益金算入。今後、受け手側は益金不算入とすることが考えられる(受け手側の課税所得は減少)。	連結納税制度の見直しを参照しながら、寄附金の支出側は損金不算入、受け手側は益金不算入とすることが考えられる(受け手側の課税所得は減少)。
グループ内の受取配当の益金不算入制度における負債利子控除	負債利子控除は必要。	負債利子控除は不要(課税所得は減少)。	負債利子控除は不要とすることが考えられる(課税所得は減少)。
親会社が大法人(※1)の際、中小法人(※2)である子会社の中小法人特例(軽減税率、交際費の損金算入等)の適用	中小法人特例を適用できる。	中小法人特例を適用できない。	中小法人特例を「適用できる」という意見と、「適用できない」という意見がある。

※1. 大法人: 資本金1億円超の法人、※2. 中小法人: 資本金1億円以下の法人